



亚成19年9日1日号

今年もインフルエンザの流行が心配されています。ウイルス用のマスクまで販売されていますね。 うがいや手洗いが風邪の予防にも有効です。ウイルスは、湿気に弱いので、部屋の湿度管理や 身体に十分な水分補給も、お忘れなく。

法人: 12月決算法人の確定申告と納税

今月の税務

地方税: 固定資産税と都市計画税の第4期分の納付

個人: 贈与税、所得税の確定申告(3月15日まで)

## 医療費控除の対象となる医療費について

確定申告の時期になりました。介護保険制度や健康保険法等の改正がありましたので、医療費控除 についてまとめます。

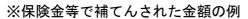
- 〇医療費控除の対象となる医療費
  - (1) 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
  - (2) 医療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
  - (3) 病院、診療所、介護老人施設、指定介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の対価。急患や怪我などで病院に運ばれる費用。
  - (4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価。
  - (5) 保健師、看護師、准看護師又は特に依頼した人による療養上の世話の対価。
  - (6) 助産師による分娩の介助の対価。
  - (7) 介護保険制度での下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額。
  - (8) 医師等による診療、治療、施術又は分娩の介助を受けるために直接必要なもの。
    - イ 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の部屋代や食事代の 費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの。
    - ロ 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な義手、義足、松葉杖、義歯などの購入 費用
    - ハ 傷病によりおおむね6ヶ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う 必要があると認められるときのおむつ代。(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要)
  - (9) 骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植のあっせんに係る患者負担金。
  - (10) 日本臓器移植ネットワークに支払う臓器移植のあっせんに係る患者負担金。

## 〇添付資料など

- ①医療費控除を受けるためには、その支払いを証明する領収書を確定申告書に添付するか提示する ことが必要です。
- ②通院等の交通費は、出産等の緊急の場合や歩行困難な場合を除いて、タクシーの利用料金は、 含まれません。自家用車で通院する場合の駐車料金やガソリン代も含まれません。
- ③体調を整えるためのあん摩等やサプリメント(健康食品)は、医療費に含まれません。
- ④介護保険制度の改正で、介護サービスの対価について、平成18年4月から領収証の書式が変更になっています。医療費控除の対象額が記載がありますので、その金額を控除します。
- ⑤おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- ⑥おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降である場合の「おむつ使用証明書」に 代えることのできる「主治医意見書」は、現に受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上 ある場合は、当該年またはその前年に作成されたものを「おむつ使用証明書」に代えることが できます。意見書の裏に要介護認定の有効期間(始期と終期)の記載が必要です。
- ⑦入院時生活療養費の医療費控除については、領収書の「保険(食事・生活)」欄の負担額が 算定対象額になります。

## 〇医療費控除の対象になる金額

- A 自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族について通常必要とされる医療費を 支払った場合
- B 医療費控除(ただし、最高200万円まで) = (医療費-※保険金等で補てんされた金額)
  - (合計所得金額の5%相当額と10万円とのうちいずれか低い金額)



生命保険契約などで支給される入金給付金、健康保険などで支給される療養費、家族療養費、 出産育児一時金など。

確定申告の時期になりました。添付書類等はそろっていますか? 特例の適用を受けるには、期限内の申告が必要になります。証明書等取り寄せなければならない 書類は、早めに手続きをしましょう

確定申告を税理士に依頼されたい方には、税理士をご紹介いたします。 詳しくは、お問い合わせください。

> 有限会社 たべい 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844